

**21) 水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準が定められた区域**

「水質汚濁防止法」（昭和45年12月25日 法律第138号）第三条第三項の規定による排水基準が定められた区域は、「公害の防止に関する条例」（昭和48年3月30日 長野県条例第11号）第十六条の別表で定められている。同規定は、県内のすべての公共用水域が適用される。

**22) 水質汚濁防止法第四条の二第一項に規定する指定地域**

調査区域には、「水質汚濁防止法」（昭和45年12月25日 法律第138号）第四条の二第一項に規定する総量削減基本方針が定められた指定地域はない。

**23) 湖沼水質保全特別措置法第三条第二項により規定された指定湖沼及び指定地域**

調査区域には、「湖沼水質保全特別措置法」（昭和59年7月27日 法律第61号）第三条第二項に規定された指定湖沼及び指定地域はない。

**24) 排水基準を定める省令別表第二の備考六に規定する湖沼**

調査区域には、「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日 総理府令第35号）別表第二の備考六に規定する湖沼はない。

**25) 排水基準を定める省令別表第二の備考七に規定する湖沼**

調査区域には、「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日 総理府令第35号）別表第二の備考七に規定する湖沼はない。

**26) 土壌汚染対策法第六条第一項及び第十一条第一項の規定により指定された区域**

調査区域には、「土壌汚染対策法」（平成14年5月29日 法律第53号）第十一条第一項の規定により指定された形質変更時要届出区域が、伊那市に2箇所ある。形質変更時要届出区域の指定状況を表4.2.7-24（P4-184）に、土壌汚染対策法の基準を表4.2.7-25（P4-185～187）に、形質変更時要届出区域の指定位置を図4.2.7-10（P4-188）に示す。なお、調査区域に同法第六条第一項の規定による要措置区域はない。

表 4.2.7-24 形質変更時要届出区域

指定区域 所在地	指定区域 面積	指定 年月日	基準に適合しない 特定有害物質	検 測		土壌汚染対策 法の基準
				項目	検測値	
伊那市山寺 298-1 の一部	100.0m <sup>2</sup>	平成 16 年 11 月 22 日	ほう素及び その化合物	溶出量(mg/l)	1.1	1 以下
				含有量(mg/kg)	58	4,000 以下
伊那市荒井 3654 番の一 部、3655 番 2 の一部、3655 番 15 の一部、 3667 番 2 の一 部、3672 番 1 の一部、3673 番の一部、 3674 番 3 の一 部、3676 番 6 の一部及び 3678 番 2 の一 部	3,021m <sup>2</sup>	平成 29 年 7 月 10 日	鉛及び その化合物	溶出量(mg/l)	0.17	0.01 以下
				含有量(mg/kg)	4,400	150 以下
			ふっ素及び その化合物	溶出量(mg/l)	11	0.8 以下
				含有量(mg/kg)	1,800	4,000 以下

出典：「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年 12 月 26 日 環境省令第 29 号）

「土壌汚染対策法に基づく区域の指定について」（平成 30 年 7 月確認 長野県環境部水大気環境課 HP）

「指定区域台帳」（平成 16 年 11 月 長野県環境部水大気環境課）

「形質変更時要届出区域台帳」（平成 29 年 7 月 長野県環境部水大気環境課）

表 4.2.7-25(1) 土壌汚染対策法の基準(地下水基準、溶出量基準)

特定有害物質の種類	地下水基準
カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム0.01mg以下であること
六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム0.05mg以下であること
クロロエチレン	1リットルにつき0.002mg以下であること
シマジン <sup>※1</sup>	1リットルにつき0.003mg以下であること
シアン化合物	シアンが検出されないこと
チオベンカルブ <sup>※2</sup>	1リットルにつき0.02mg以下であること
四塩化炭素	1リットルにつき0.002mg以下であること
1,2-ジクロロエタン	1リットルにつき0.004mg以下であること
1,1-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.1mg以下であること
シス-1,2-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.04mg以下であること
1,3-ジクロロプロペン	1リットルにつき0.002mg以下であること
ジクロロメタン	1リットルにつき0.02mg以下であること
水銀及びその化合物	1リットルにつき水銀0.0005mg以下であり、かつ、アルキル水銀が検出されないこと
セレン及びその化合物	1リットルにつきセレン0.01mg以下であること
テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.01mg以下であること
チウラム <sup>※3</sup>	1リットルにつき0.006mg以下であること
1,1,1-トリクロロエタン	1リットルにつき1mg以下であること
1,1,2-トリクロロエタン	1リットルにつき0.006mg以下であること
トリクロロエチレン	1リットルにつき0.03mg以下であること
鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛0.01mg以下であること
砒素及びその化合物	1リットルにつき砒素0.01mg以下であること
ふっ素及びその化合物	1リットルにつきふっ素0.8mg以下であること
ベンゼン	1リットルにつき0.01mg以下であること
ほう素及びその化合物	1リットルにつきほう素1mg以下であること
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと
有機リン化合物 <sup>※4</sup>	検出されないこと

※1：シマジンは、2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジンを示す。

※2：チオベンカルブは、N,N-ジエチルチオカルバミン酸 S-4-クロロベンジルを示す。

※3：チウラムは、テトラメチルチウラムジスルフィドを示す。

※4：有機リン化合物は、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPNに限る。

出典：「土壌汚染対策法施行規則」(平成14年12月26日 環境省令第29号)

表 4.2.7-25(2) 土壌汚染対策法の基準(第二溶出量基準)

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	検液1リットルにつきカドミウム0.3mg以下であること
六価クロム化合物	検液1リットルにつき六価クロム1.5mg以下であること
クロロエチレン	検液1リットルにつき0.02mg以下であること
シマジン <sup>※1</sup>	検液1リットルにつき0.03mg以下であること
シアン化合物	検液1リットルにつきシアン1mg以下であること
チオベンカルブ <sup>※2</sup>	検液1リットルにつき0.2mg以下であること
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.02mg以下であること
1,2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.04mg以下であること
1,1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき1mg以下であること
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.4mg以下であること
1,3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.02mg以下であること
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.2mg以下であること
水銀及びその化合物	検液1リットルにつき水銀0.005mg以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと
セレン及びその化合物	検液1リットルにつきセレン0.3mg以下であること
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1mg以下であること
チウラム <sup>※3</sup>	検液1リットルにつき0.06mg以下であること
1,1,1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき3mg以下であること
1,1,2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.06mg以下であること
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.3mg以下であること
鉛及びその化合物	検液1リットルにつき鉛0.3mg以下であること
砒素及びその化合物	検液1リットルにつき砒素0.3mg以下であること
ふっ素及びその化合物	検液1リットルにつきふっ素24mg以下であること
ベンゼン	検液1リットルにつき0.1mg以下であること
ほう素及びその化合物	検液1リットルにつきほう素30mg以下であること
ポリ塩化ビフェニル	検液1リットルにつき0.003mg以下であること
有機リン化合物 <sup>※4</sup>	検液1リットルにつき1mg以下であること

※1：シマジンは、2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジンを示す。

※2：チオベンカルブは、N,N-ジエチルチオカルバミン酸 S-4-クロロベンジルを示す。

※3：チウラムは、テトラメチルチウラムジスルフィドを示す。

※4：有機リン化合物は、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPNに限る。

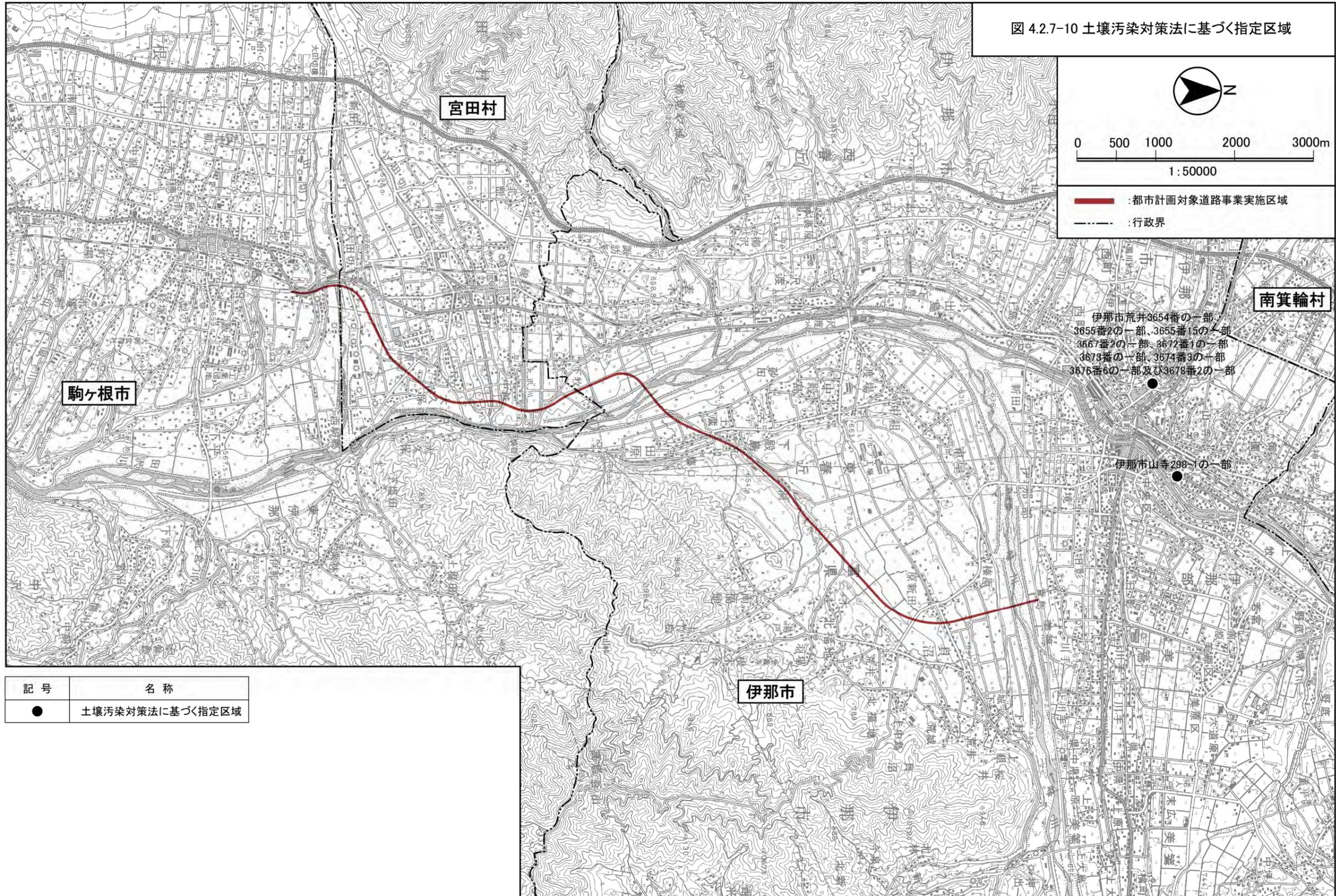
出典：「土壌汚染対策法施行規則」(平成14年12月26日 環境省令第29号)

表 4.2.7-25(3) 土壤汚染対策法の基準(含有量基準)

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	土壌1kgにつきカドミウム150mg以下であること
六価クロム化合物	土壌1kgにつき六価クロム250mg以下であること
シアン化合物	土壌1kgにつき遊離シアン50mg以下であること
水銀及びその化合物	土壌1kgにつき水銀15mg以下であること
セレン及びその化合物	土壌1kgにつきセレン150mg以下であること
鉛及びその化合物	土壌1kgにつき鉛150mg以下であること
砒素及びその化合物	土壌1kgにつき砒素150mg以下であること
ふっ素及びその化合物	土壌1kgにつきふっ素4,000mg以下であること
ほう素及びその化合物	土壌1kgにつきほう素4,000mg以下であること

出典：「土壤汚染対策法施行規則」(平成14年12月26日 環境省令第29号)

図 4.2.7-10 土壌汚染対策法に基づく指定区域



記号	名称
●	土壌汚染対策法に基づく指定区域

出典:「指定区域台帳」(平成16年11月 長野県環境部水大気環境課)  
 「形質変更時要届出区域台帳」(平成29年7月 長野県環境部水大気環境課)

27) **ダイオキシン類対策特別措置法第二十九条第一項の規定により指定されたダイオキシン類土壤汚染対策地域**

調査区域には、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年 7 月 16 日 法律第 105 号）第二十九条第一項の規定により対策区域に指定された地域はない。

28) **廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の十七第一項の規定により指定された指定区域**

調査区域には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日 法律第 137 号）第十五条の十七第一項の規定により指定された指定区域が、伊那市に 1 箇所ある。廃棄物が地下にある土地の指定区域を表 4.2.7-26 に、指定区域の位置を図 4.2.7-11 (P4-190) に示す。

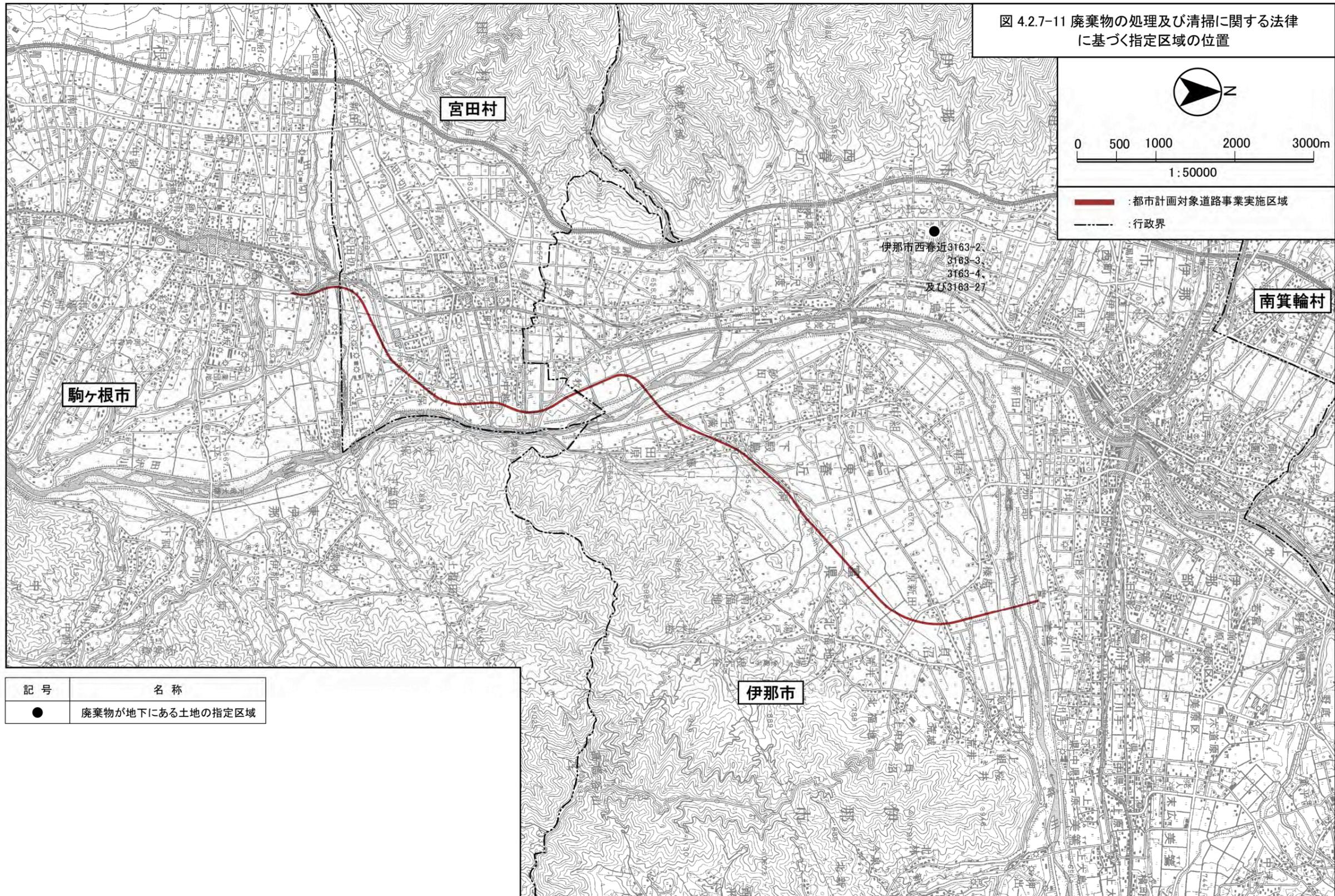
表 4.2.7-26 廃棄物が地下にある土地の指定区域

指定区域	埋立地の区分	指定日
伊那市西春近3163-2、3163-3、3163-4及び3163-27	令*	平成27年7月21日

※：令とは、新法の施行後に設置等の届出確認を受けて廃止された一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地を示す。

出典：「廃棄物が地下にある土地の指定区域一覧」（平成 30 年 1 月 29 日現在 長野県環境部資源循環推進課 HP）

図 4.2.7-11 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の位置



記号	名称
●	廃棄物が地下にある土地の指定区域

出典:「廃棄物が地下にある土地の指定区域一覧」(平成30年1月29日現在 長野県環境部資源循環推進課HP)

29) 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第三条第一項の規定により指定された農用地土壌汚染対策地域

調査区域には、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和45年12月25日 法律第139号）第三条第一項の規定により指定された農用地土壌汚染対策地域はない。

30) 森林法第二十五条の規定により指定された保安林のうち、公衆の保健（保健保安林）及び名所又は旧跡の風致の保存（風致保安林）のために指定された保安林

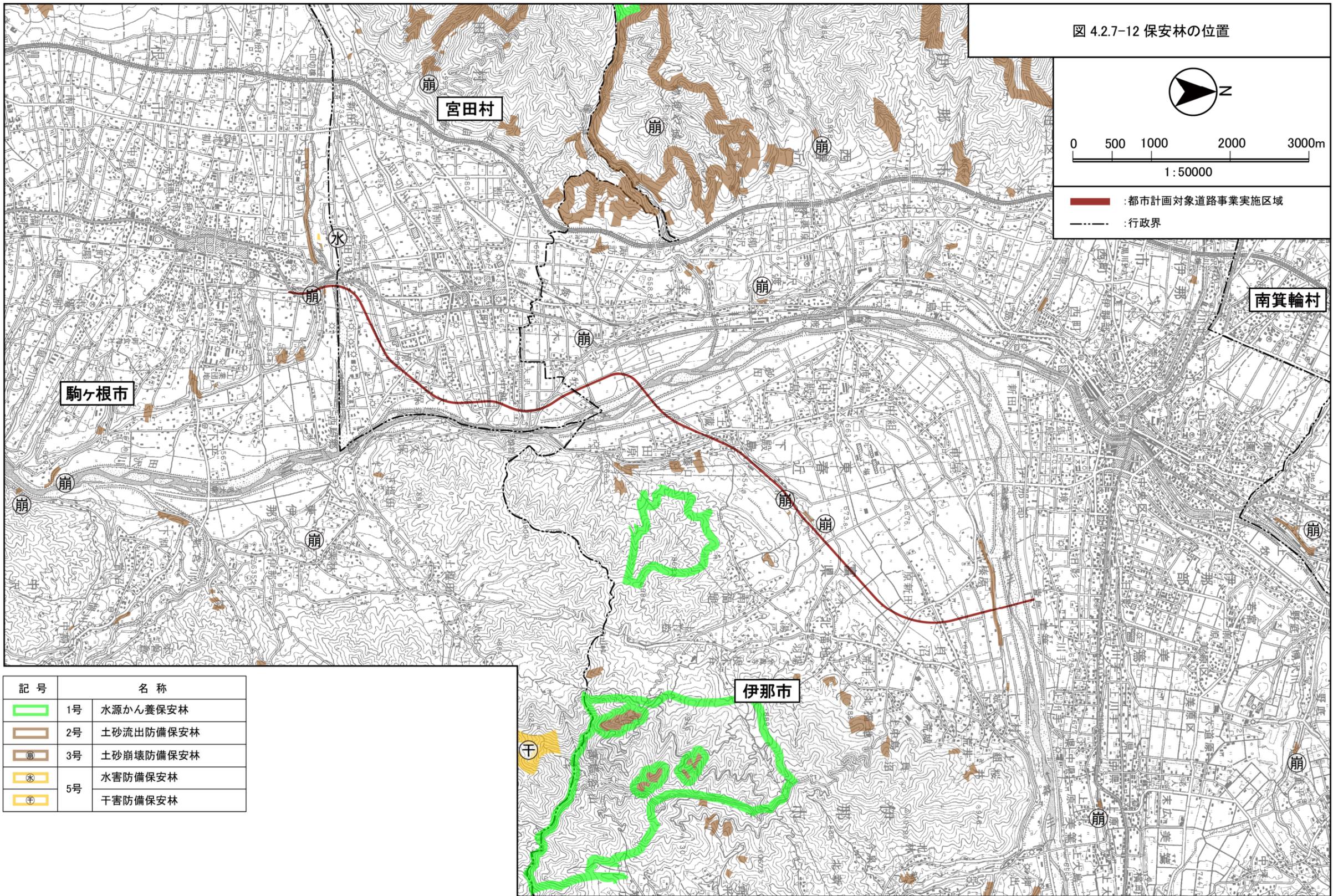
調査区域には、「森林法」（昭和26年6月26日 法律第249号）第二十五条の規定により指定された保安林のうち、公衆の保健（保健保安林）及び名所又は旧跡の風致の保存（風致保安林）のために指定された保安林はない。なお、調査区域には、公衆の保健（保健保安林）及び名所又は旧跡の風致の保存（風致保安林）以外の保安林がある。調査区域に分布する保安林の種別・種類を表4.2.7-27に、位置を図4.2.7-12（P4-192）に示す。

表 4.2.7-27 調査区域に存在する保安林

種別	種 類
1号	水源かん養保安林
2号	土砂流出防備保安林
3号	土砂崩壊防備保安林
5号	水害防備保安林
	干害防備保安林

出典:「上伊那管内保安林位置図」(平成28年2月 長野県)

図 4.2.7-12 保安林の位置



記号	名称
	1号 水源かん養保安林
	2号 土砂流出防備保安林
	3号 土砂崩壊防備保安林
	4号 水害防備保安林
	5号 干害防備保安林

出典:「上伊那管内保安林位置図」(平成28年2月 長野県)